

## 水戸藩家臣団の形成過程

三 鬼 清 一 郎

はじめに

一 研究史の概要

二 「水府系纂」の史料性格

三 年次別にみた家臣団構成

A 慶長期

B 元和期

C 寛永期

D 正保〜万治期

E 寛文・延宝期

F 天和〜元禄期

四 家臣団統制の実態

おわりに

はじめに

今から四〇年前に発表された伊東多三郎氏の「水戸藩の成立」<sup>(1)</sup>は、幕末期に「水戸学」を生み出す母胎となった同藩の性格について、藩政・藩の構成や沿革などを分析することを通じて、その背景をさぐることを意図したものであったが、学問的意味における藩政史研究の先駆をなすものとして、今日もなお高い価値を保っている。氏は更に、

紀州藩・相馬藩・対馬藩や甲斐武田領を対象とした兵農分離過程の実証分析を通じて、多くの中世的要素を含んだ個々の大名領国が、いかなる過程をたどって近世的な藩体制を確立するに至ったかを類型的に明かにしようとされた。「近世大名研究序説」<sup>(2)</sup>は、会津藩を素材にしつつ、これらの総括を試みたもので、発表された時期が終戦直前という時代的制約を超えて、多面的に今後につくべき豊かな内容を有していることは改めて言うまでもない。

戦後においては、個別農村史研究の盛行のなかで、藩制成初期の問題がとりあげられたが、たとえば、地方知行から俸禄制への移行という知行形態の変化を藩体制確立のメルクマールとするものや、その時間的なズレを相互にくらべてみるといった比較藩政史が中心であったといえる。

このような研究状況のなかで発表された山口啓二氏の「秋田藩成初期の藩財政」<sup>(3)</sup>は、関ヶ原戦のち常陸の地を追われ、自然条件に恵まれない秋田へ転封を余儀なくされた旧族（外様）大名・佐竹氏が、幕府から課せられる過重な軍役を、特産の杉板搬出などによって果しつつ、北国海運を通じて上方市場と結びつくなかで、蔵米の換金や下行

をおこない、中央権力に服属の度を強めながら、みずからの領国体制を確立していく過程を鋭く分析したものである。これは、当時における研究上の隘路を打破り、やがて、六〇年代に華々しく展開される幕藩構造論に大きく道をひらくものであった。また、佐々木潤之介氏の「藩政成立史研究の課題」<sup>(4)</sup>は、生産物地代搾取を根本とする藩体制成立の根拠を、農業生産力・市場関係などを含めて考察し、幕藩体制的に規定されている諸藩の内部において、幕藩制的秩序がどのように展開していったかという具体的分析を通じて、その法則性を追求することを当面の目標に据えている。そして、譜代大名・諏訪氏に関する精力的分析を通じて、自ら設定した課題に応えることにつとめ、基礎構造における小農自立と、権力編成における軍役の問題とを統一的にとらえる視角を鋭く提示した。

このほかにも、種々の問題意識に基きながら、具体的素材を各地域の藩政史料に求め、幕藩体制社会の一環をなす藩体制確立期の諸問題の分析を通じて、本質を究明する努力が続けられている。この点についての例示は省略するが、個別藩政史研究は、今日においても盛んであり、着実に成果をあげていると言ってよいであろう。

しかしながら、偶然の結果ではあるが、かつて伊東氏によって最も早い時期にとりあげられた諸藩は、戦後の藩政史研究のうちで、具体的には殆んど対象に選ばれることなく、研究の中心が譜代の小藩と外様の大藩に集中していることに気がつく。もちろんこれは、研究の進展のうえから当然の結果といえる。幕藩体制社会の構造的特質を究

明するという研究課題に則して考えれば、幕藩体制的秩序の創出過程の分析に譜代大名が、そのような秩序への包摂過程の分析に外様大名が、それぞれ対象として求められることは、十分に根拠があることだからである。ただ、かつて伊東氏が、水戸藩について、「他の諸藩の如く、最初より其組織を戦国の闘争裡に発達させ来つたものではなく、其成立は全く家康の意志に依って新に造られたものである所に、此藩の特質の一がある」と述べられた興味深い指摘が、その後の研究を通じて具体的に検討され、内容的に深められることなく、表面的字句のみが引用されているという状態は、決して好ましいことではない。御三家を含んだ親藩の研究が相対的に手薄であることは、藩政史を幕藩体制社会の全体との関連のうちで把握するという問題関心からみても、一つの弱さとなっていることも、否めない事実であろう。

さらに問題とされることは、七〇年代における幕藩制国家論研究のなかで、伊東氏のような研究方法が意識的に無視され、「国制史」というレッテルのもとに切捨てられようとしていることである。これは、研究史の批判的継承・発展的克服という観点からみて正しくない方法であり、とくに、これから学問をはじめようという若い世代に与える影響を考えると、看過し難いものを含んでいるように思われる。この点は、厳密な検討を要することがらであり、今後とも議論を深めなければならないと考えるので、先ず私見を述べておきたい。

一周知のように、「幕藩体制」を学問的に定義づけたものに、伊東氏と古島敏雄氏の見解がある。伊東氏が、封建社会の支配階級である武

士が、全国の土地を領有し、庶民を支配する統治機構として組織された、幕府と諸藩の組合せによる封建制国家の体制とみなすのに対し、古島氏は、社会関係の基礎である生産構造との関連からみた政治機構の特質においてとらえ、生産物地代のうえに打立てられた純粹封建社会の政治体制という定義を与えている。

両氏の見解の差異は、概説書などにおいて、しばしば二律背反的に取扱われているが、果してそのようなものであるか。この問題は、あたかもヨーロッパ中世社会における「封建制」の定義において、これを知行制に限定してとらえるか、知行制を一つの構成要素としつつも、直接生産者を含めた諸階級を包括する社会類型としてとらえるか<sup>(9)</sup>といった議論に近似しており、いずれか一方を無条件に採り、他方を排除しなければならぬといった性質のものではなかった筈である。しかしながら、幕藩制構造論から国家論へと進展していく過程で、古島説のみが研究史上の成果として高く評価され、伊東説を否定(克服ではない)することが研究の出発点であるといった一面的整理が、通説として固定化されようとしているのである。

伊東氏の見解は、幕藩体制を武家政治の制度に狭く限定しているのではない。ただ、政治機構の特質を抑えることによって農民支配の問題も具体的に認識できるということを、いち早く指摘されたものであり、それは、戦前の論文において、検地・年貢収納・村落制度などの問題が、どのように取扱われているかを検討すれば、自明のことと思われる。生産関係がすでに権力によって媒介され、経済法則の自立性

がない封建社会において、下部構造の研究のためにも権力関係の分析が必要不可欠であるということは、べつに最近になって明かにされたことがらではないのである。これに気づかなかった幕藩制国家史研究は、当初から国家と人民をストレートに対比させ、顕在化した人民闘争を研究の「対象」としてとらえることはできても、「方法」の問題に深化しえなかった。この原因の一つは、先述した研究史整理の歪みによるものと考えられる。本稿で、あえて水戸藩の藩政確立期の問題をとりあげた理由は、以上の通りである。<sup>(11)</sup>

- (1) 「歴史学研究」五五号、一九三八年。
- (2) 「史学雑誌」五十五編九・十一号、一九四四年。
- (3) 「社会经济史学」二十四卷二号、一九五八年、のち『幕藩制成立史の研究』(校倉書房)に収録。
- (4) 「歴史学研究」二二二号、一九五九年。
- (5) 注(1)三頁。
- (6) 最近における典型的なものとして、『大系・日本国家史』3(東大出版会、一九七五年)所収の、佐々木潤之介氏「序説・幕藩制国家論」を挙げておく。
- (7) 新日本史講座『幕藩体制』(中央公論社、一九四七年)、アテナ文庫『幕藩体制』(弘文堂、一九五六年)。
- (8) 『世界歴史事典』(平凡社、一九四九年)所収、「幕藩体制」の項目、のち歴史科学大系『日本封建制の社会と国家』下(校倉書房)に収録。
- (9) 堀米庸三『中世国家の構造』(社会構成史体系・日本評論社、一九四九年)、のち『ヨーロッパ中世世界の構造』(岩波書店)に収録。
- (10) 世良晃志郎『封建制国家の法的構造』(法律学体系・日本評論新社、一九五四年)、のち、同じ題名の論文集(創文社)に収録。
- (11) 本稿は、『水戸市史』中巻一(一九六八年)で、私が分担執筆した第

二章第三節「家臣団の形成」を基にしている。お世話になった市史編さん委員会・彰考館文庫の各位に御礼を申し上げたい。

## 一 研究史の概要

ここでは、親藩のうちで幕府と最も密接な関係にあった御三家についての研究だけをとりあげる。

尾張藩については、徳川義親氏<sup>(1)</sup>、林董一氏の包括的研究のほか、藩士の系譜を大成した「士林派洞」を克明に分析した前田弘司氏<sup>(3)</sup>・秦達之氏<sup>(4)</sup>、多くの新史料を織りこんで義直家臣団の形成過程を追求している跡部佳子氏<sup>(5)</sup>らの研究があり、紀州藩については、『南紀徳川史』を主たる素材とした野村(小田井)弘子氏<sup>(6)</sup>の研究がある。これらは、本稿と内容的に重なる部分をもつ先行研究であり、とくに家臣団構成に関する部分を比較検討することによって、尾紀水それぞれの特質が抽出できるのではないかと考えられるが、本稿では分析が及ばないで、将来の課題として残しておきたい。

水戸藩については、瀬谷義彦氏<sup>(7)</sup>の郷土制度の研究があり、主として中後期を扱った商品生産・地主制・農業構造・検地・藩政改革などに多くの業績がある。また、幕末期における経済発展の問題をふまえて尊王攘夷運動の階級的基盤について分析した芝原拓自氏は、「明治維新の政治過程を貫く客観的な階級関係・権力問題を追求する場合、とくに安政期以降の水戸藩の政治的構図は、その典型的な一具体例を提示する<sup>(8)</sup>」という、注目すべき指摘を行っている。

このような研究史の到達状況に対して、水戸藩の藩政確立期の検討を通じて明かにすべき課題は、次の二点に集約することができるであろう。第一は、親藩である水戸藩の成立・展開過程の分析を通じて、そのなかに投影されている幕藩体制の本質的要素を、譜代藩・外様藩と対比しつつ明かにすることである。第二は、幕末期に華々しい活躍を示す水戸藩の動向を決定づけた、その前提条件Ⅱ原型を明かにすることである。

これら二点は、具体的には、水戸藩家臣団の編成過程に示される権力構造の特質の問題に帰着するであろう。家康によって、関ヶ原戦のち新規に取立てられた水戸藩は、もとより譜代の家臣をもたず、最初から領地の石高にふさわしい程の家臣の数が揃っていたわけではない。比較的長期間に各地から武士を召抱えて家臣団を形成し、一個の独立した大名権力となったのであるから、この過程に問題を解くカギが潜んでいるように思われる。幕府の強い規制をうけつつ、それを背景にして、どのように領国内部に支配体制を確立していったかを追求することは、幕藩体制社会における権力構造の一つの側面を明かにするという研究史の課題につらなるものと考える。

- (1) 『尾張藩石高考』(徳川林政史研究所、一九五九年)。
- (2) 『尾張藩の給知制』(一条社、一九五七年)、『尾張藩公法史の研究』(日本学術振興会、一九六二年)。
- (3) 「十七世紀の尾張藩家臣団」(地方史研究協議会編『東海地方史の展開』一九六二年)、のち、林董一編『尾張藩家臣団の研究』(名著出版)に「十七世紀における尾張藩家臣団の構造」と題して収録。

- (4) 「尾張藩における家臣団の成立」(『郷土文化』十七卷一号、一九六二年)、のち、林董一編・前掲書に「初期尾張藩の家臣と給知」と題して収録。
- (5) 「徳川義直家臣団形成についての考察」(『金瓶叢書』創刊号〜第四輯、一九七四〜七七号)、未完。
- (6) 「紀州藩の支配形態について」(『歴史学研究』二八八号、一九五五年)、のち、安藤精一編『近世和歌山の構造』(名著出版)に収録。
- (7) 「水戸藩における郷土制度の史的考察」(『茨城大学文理学部紀要・人文科学』一号、一九五一年)。
- (8) 『明治維新の権力基盤』(御茶の水書房、一九六五年)一一六頁。

## 二 「水府系纂」の史料的性格

幸いなことに、水戸藩には家臣団構成の特質を分析するための素材となる好個の史料が遺されている。それは「水府系纂」と題する藩士の系譜を集大成したもので、これによって、ほぼ往時の家臣団の全容を知ることができよう。編者の佐野郷成が正保二年に記した序文によれば、元禄十二年に二代藩主の光圀が、これ以前の寛文九年に望月恒隆が編纂した「水城実録」(慶長八年から寛文八年までの家臣の履歴集)の誤謬を改め、正確な藩士の名籍履歴を記録することを命じたのにより、先ず六〇巻が編集されたものである。そののちも増補が年々加えられ、慶応三年に完成し、明治元年にも若干の追加が行われている。記述の様式は、はじめに藩に出仕した家臣名とその系図を掲げ、それぞれについて、出自・系統・出仕年次・家督相続年次・祿高および役職の変化・致仕および死亡年次などを詳しく記したものである。

水戸藩家臣団の形成過程(三鬼)

とくに途中で家系が断絶した者については、冒頭に△印をつけて、はっきり区別している。ここに記載されている諸士は「御規式以上」すなわち、儀式に参列して藩主に御目見を許された者だけで、軽輩の者は除かれているものと思われる。後述する「寛文分限帳」に登載されている数は一〇六七人であるが、「水府系纂」から確認しうる寛文期までの出仕者は八〇〇人弱であるから、すでに記録の消滅によって、名を残しえなかった者も少くないものと思われる。このような、書上史料のもつ限界性を考慮に入れたうえで、水戸藩成初期における家臣団編成の実態と性格を追求していきたい。

まず、藩に登用された家臣について、知行取(一般家士)と蔵米取(切符之輩)とに分けて、総人数および絶家となった者の数を第一表に記した。大体の傾向として確認できることは、登用家臣の数は慶長・元和・寛永期に集中しており、それについて寛文・元禄期が多い。中期からは切米取の数が増加しているが、正保期以降はその記載がみられない。この頃に登用される家臣の殆んどは、実際は切米が与えられているが、その多くは、一定の身分に達していないため、この種の史料に記載されなかったものと思われる。また、絶家が多いことも特徴的で、全体の約四〇%を占めており、切符之輩の過半は絶家となっている。これが、水戸藩のどのような特性を表現するものであるかを知らするために、第二表において、登用家臣および絶家となった数を、その出自と対応させつつ、藩初より元禄末年までの約一〇〇年間を六段階に区分した。次項では、この表を中心に検討していきたい。

第1表 年次別登用家臣数

		一般家士		切符之輩		計	
慶元	長和	176	(78)			176	(78)
寛正	永保	187	(86)	18	(13)	205	(99)
慶承	安応	166	(75)	52	(21)	218	(96)
明万	保安	6	(2)	11	(3)	17	(5)
寛延	文治	6	(3)	10	(6)	16	(9)
天寶	和享	10	(3)	12	(8)	22	(11)
貞享	禄永	11	(5)	9	(7)	20	(12)
元正	徳保	12	(8)	4	(3)	16	(11)
享文	文保	58	(22)	44	(22)	102	(44)
寛延	享延	17	(6)	26	(12)	43	(18)
宝曆	和永	8	(3)	13	(4)	21	(7)
明安	明政	8	(3)	12	(6)	20	(9)
天寛	和化	45	(23)	64※	(35)※	109※	(58)※
享文	文政	7	(2)	81	(46)	88	(48)
天文	弘保	1	(0)	8※	(3)※	9※	(3)※
天弘	化永	32	(14)	65	(34)	97	(48)
嘉永		28	(11)			28	(11)
		17	(8)			17	(8)
		29	(17)			29	(17)
		18	(9)			18	(9)
		77	(34)			77	(34)
		58	(26)			58	(26)
		48	(9)			48	(9)
		30	(6)			30	(6)
		54	(13)			54	(13)
		25	(3)			25	(3)
		44	(6)			44	(6)
		70	(10)			70	(10)
		80	(3)			80	(3)
		21	(0)			21	(0)
		14	(0)			14	(0)
計		1363	(488)	429※	(223)※	1792※	(711)

※は欠本があるため、実数はこれより多くなる。

( ) はのちに絶家となった数を示す。

検討の範囲を元禄十六年(一七〇三年)に限ったのは次の理由による。先ず、元禄三年に二代藩主光圀が致仕し、綱條(光圀の兄にあたる頼重の次子)が高松松平家から宗家を継ぐのであるが、水戸藩の骨格は、光圀の代には完成しており、これ以後の藩政は、あらたな段階に入るからである。すなわち、この頃より藩財政の窮乏が一段と激化し、幕府からの拝借金も累積したため、元禄十一年には在江戸の家臣から一〇〇石につき金三分、在水戸の家臣から一兩二分ずつを償金と

三十五万石に変化している。この数値は、寛永十八年検地の打出し額に見合うものであるが、対幕府関係において、一つの転換を意味するものと考えられるからである。

また、検討の始期を慶長八年(一六〇三年)とした理由は次の通りである。水戸の地は、慶長七年に佐竹氏が秋田に移封されてのち、家の第五子で甲斐武田氏の名跡を継いだ信吉(万千代)が十五万石で封ぜられたが、翌年に早くも没し、頼宣(家康の第十子)が二〇万石

して醸出させた。同十三年には富裕民から御用金の徴収を行っている<sup>3)</sup>。また、この間に農村の荒廃も著しくなるが、藩では宝永元年に、年貢増徴・新田開発・領内紙幣の発行などを織りこんだ「宝永の改革」を断行している。この改革を主導した浪人・松並勘十郎の専横に対し、領内の百姓が大挙して江戸へ押しかけるという新法反対一揆がおこっている<sup>4)</sup>。さらに、光圀死去の翌年にあたる元禄十四年、水戸藩の表高が二十八万石から

第2表 年次別登用家臣とその出自

水戸藩家臣団の形成過程(三鬼)

出 自	登用年次	慶 長 期	元 和 期	寛 永 期	正 保 万 治 期	寛 文 ・ 延 宝 期	天 和 元 禄 期	計
武田	75 (31)	9 (5)	4 (2)	1	5 (1)	7 (5)	101 (44)	
北条	33 (17)	29 (11)	13 (7)	4 (1)	5 (2)	3 (2)	87 (40)	
佐竹		6 (4)	24 (11)	11 (8)	12 (2)	11 (5)	64 (30)	
里見	4 (3)	4			1 (1)	1 (1)	10 (5)	
江戸				1 (1)	5 (2)	3 (2)	9 (5)	
上戸		2 (1)	4		1	1	8 (1)	
沢			3 (1)	1	2 (1)	1	7 (2)	
上杉			2	2	2 (2)		6 (2)	
伊達	1	1	2	1			5	
福島	1	1 (1)		2			4 (1)	
今川	2 (1)		2 (1)				4 (2)	
浅井	2 (1)			1 (1)			3 (2)	
宇都宮				3 (1)			3 (1)	
豊臣		5 (1)		1 (1)			6 (2)	
徳川	13 (3)	57 (28)	26 (6)	14 (5)	15 (6)	23 (16)	148 (64)	
尾張			1	2		1	4	
紀伊	3 (1)	2	1			1	7 (1)	
越前	1	1	3 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (2)	11 (5)	
高松				1 (1)	4 (3)	4 (1)	9 (5)	
松平忠輝		27 (10)	7				34 (10)	
松平忠長			7 (1)			1 (1)	8 (2)	
堀田正信					10 (6)	1	11 (6)	
その他	6 (1)	5 (1)	37 (23)	5 (1)	43 (18)	41 (18)	137 (62)	
不明	35 (20)	56 (37)	82 (43)	39 (27)	38 (17)	49 (21)	299 (165)	
計	176 (78)	205 (99)	218 (96)	91 (48)	145 (62)	150 (74)	985 (457)	
年平均	14.7人	22.9人	10.9人	5.4人	7.3人	6.5人	9.8人	
備考	1603年～ 1614年	1615年～ 1623年	1624年～ 1643年	1644年～ 1660年	1661年～ 1680年	1681年～ 1703年		
	(21年間)		(20年間)	(17年間)	(20年間)	(23年間)	(101年間)	

( ) は、のちに絶家となった数を示す。

で入部した。頼宣が紀州へ転じたあとに、当時七才の頼房(家康の第十一子)が駿府より入り(このとき二十五万石、元和九年に松岡小川の地を加封され二十八万石となる)、慶長十四年に御三家の一つとして水戸藩の成立をみたのであるが、頼房が出生した慶長八年に附属させられた家臣がいるので、家臣団構成の内容と性格を検討するには、ここに始期を求めることが適当と思われるからである。

(注) 慶長八年から元禄十六年までの一〇一年間を、史料の記載様式(年号で区切られているため、たとえば一〇年刻みの数値などを示すことは不可能である)と藩主の代替り(寛文元年)を考慮し、六段階区分の第二表を作成したが、慶長期と元和期とを一括すれば、全体を五段階、約二〇年刻みの数値が示されており、相互の比較によって大体の傾向を把握することが可能と思われる。

- (1) 彰考館文庫所蔵。八十八巻九十九冊、欠二冊(五十八巻上・六十一巻)、ほかに目録・附録を合せて一〇〇冊が現存している。
- (2) 彰考館文庫所蔵、十一冊。のち、山県元統が増補訂正を行っている。
- (3) 「水戸紀年」(三)、彰考館文庫所蔵、近刊の『茨城県史料・近世政治編』Iに収められている。
- (4) この経緯についての興味ある事実は、林基氏が「松並勘十郎搜索」と題して「茨城県史研究」二十九号(一九七四年)以下に連載中である。

### 三 年次別にみた家臣団構成

#### A 慶長期(一六〇三〜一六一四年)

登用数一七六人、年平均一四・七人で、全体の約四割を武田氏の旧臣が占めている。彼等の多くは、かつて穴山梅雪に仕え、のち武田信

第3表 万千代君古帳

禄高(石)	人数
3000	5 (4)
2000	1 (1)
1500	3 (2)
1000	5 (3)
800	2 (1)
700	2 (1)
650	1 (1)
600	7 (4)
500	4 (0)
450	1 (0)
400	18 (12)
350	4 (2)
300	21 (10)
250	3 (0)
200	48 (16)
150	23 (4)
100	16 (2)
50	8 (0)
	172 (62)

( )は武田信吉(万千代)の死後、水戸藩に仕えたことが判明している者を示す。

吉に附属させられたものである。慶長八年の信吉の没後、三十三人は水戸に留まり、他は江戸へ来るべき旨の台命をうけている。水戸に留まった者は、慶長十四年に頼房が水戸へ移封された際、そのまま家臣となったことは言うまでもない。慶長九年の「万千代君古帳」(第三表)によれば、一七二人のうち少くとも六十二人が、のち頼房に仕えたことが判明しており、重臣層の大部分がそれに含まれている。「水府系纂」には「万千代君御譜代衆」として六十三人(うち絶家二十五人)が駿府において奉仕したと記されている。筆頭の芦沢伊賀守信重は、もと穴山氏の家老であるが、水戸藩では二〇〇〇石を与えられて城代となり、与力一〇騎・一七〇〇石、同心三〇人・一〇〇〇石を附けられ、合せて四七〇〇石を知行した。また、おなじく穴山氏の家老であった万沢主税助君基・帯金刑部君松・河方織部永養・馬場八左衛門忠時の四人は、芦沢信重と対立したことにより、慶長九年に幕命で改易処分をうけている。彼等はその後、大坂役における戦功などを理由に帰参が認められたが、禄高は三〇〇〜五〇〇石程度にとどまり、そのうち二人は絶家となっている。なお、信吉の家臣のうち水戸へ残

らなかつた者の多くは、一旦江戸へ出たのち、家康によって紀州藩に付属させられている。<sup>(3)</sup>

武田氏について多いのは、旧北条氏の家臣である。名実ともに水戸藩家臣団の筆頭である中山備前守信吉<sup>(4)</sup>は、武州中山の出身で、天正十八年の主家滅亡後は家康に召抱えられ、慶長十二年に頼房に付属させられた。このとき、与力十七騎・三五〇〇石を与えられ、合せて一万石を知行したが、さらに慶長十四年の頼房の水戸移封に際して五〇〇〇石の加増をうけた。中山の与力十七騎は、かつて北条氏照に仕えた武州八王子衆の出身で、禄高は一五〇石×三五〇石程度であった。中山は家康から徳川一門を強化する役割を与えられて水戸藩へ派遣された附家老で、駿府詰の譜代大名の格式をもち、元和元年には従五位下・備前守に叙せられている。その子の東市正信正は、はじめ秀忠に奉仕して切米五〇〇俵をうけ、小姓組に属していたが、寛文五年に八〇〇石で水戸藩の家老となり。同十九年の父の死後は、前祿を返納して父の家督一万五千石を継いだ。三代目の信行（養子Ⅱ信正の弟）も、寛文四年に三〇〇〇石で家老として出仕し、天和元年に家督を継いでいる。このようにして、中山氏は常に藩政の中核にいたのである。

これより先、慶長八年の頼房出生に際し、家康は岡崎平兵衛綱住・伊藤玄蕃友玄・沼新五郎清許・富田与右衛門知幸らを伏見に集め、頼房に付属させている。岡崎の祖父は浅井長政の庶兄で崇源院夫人の叔父であるが、頼房の乳兄弟として一〇〇〇石を給せられ、小姓から大番頭に昇進した。伊藤は越前の結城秀康に仕えたのち、二〇〇石で小

水戸藩家臣団の形成過程（三鬼）

姓となり、小姓頭・書院番頭・大番頭を経て、寛永十四年に初の大老職に就き、二一〇〇石の祿を得、与力・同心を合せて三〇〇〇石を知行した。沼は中村一氏に仕えたのち、幕府から五〇〇〇石の祿を得ていたのであるが、水戸藩では五〇〇石の小姓のまま昇進せず、次の代で絶家となっている。富田の父は、もと宇和島城主（一〇万石）であるが、慶長十八年に改易となっている。水戸藩では二〇〇石の小姓から三〇〇石の腰物番となり、先手足輕頭や持筒頭を歴任した。子孫は一〇〇〇石の大番頭にまで出世するが、のち祿を大幅に削減されている。

また、慶長九年には三木仁兵衛之次らを伏見で登用し、十一年には朝比奈右衛門尉泰雄を招いている。三木の先祖は播磨赤松氏の庶流・別所一族であるが、頼房の乳兄弟という関係から五〇〇石で歩行頭となり、最後は大番頭で祿は一五〇〇石であった。子孫も書院番頭から大番頭をつとめ、一〇〇石ほどの知行を得ていた。朝比奈の先祖は今川氏に仕えていたが、後北条氏の家臣となったのち、水戸藩では三〇〇〇石の城代を勤めた。この兩人の子孫の昇進コースや禄高は近似しており、ともに二代目が養子であるため、相続の際には父の禄高を大幅に削減されている。

このほか、里見氏など戦国大名の家臣や、紀州藩を経て水戸藩へ入った者などがある。出自不明の者も多数にのぼっている。

#### B 元和期（一六一五～一六二三年）

登用数二〇五人、年平均二一・二人で、召抱えられた数は慶長期を

上廻っている。そのうち約半数は駿府または江戸で奉仕したものであるが、残りは水戸で奉仕しており、これ以後の召抱えは原則として江戸で行われた。傾向としては、武田（万千代）家臣が減少し、北条家臣（武蔵八王子衆）が増加している。そのほか、戦国大名系や旧豊臣家臣も散見されるが、いずれも重臣層に取立てられていない。

元和元年、家康は大竹郷左衛門正重ら五〇人を附属させたほか、城代の芦沢信重らに采地を増加している。<sup>(5)</sup>これは、家康の命令を駿府詰の中山信吉が承け、そこから国元の芦沢に伝達し執行させたもので、幕府の意図が強く働いているのである。また、元和四年には、かつて那賀郡額田城主であった額田久兵衛照道が六〇〇石の同心組として召抱えられている。同人は、戦国期には水戸城主の江戸氏に属していたが、天正年中に佐竹氏と争って敗れたのちは、松平忠輝に仕えていたものである。<sup>(6)</sup>与力六騎・同心五〇人を附属させられ、額田の地で戦功のあった者を自己の配下におくことが許されていた。元和六年には、かつて小田氏の支族で牛久保城主の子の岡見甚内経吉が、三〇〇石の大番組で出仕し、のち大番頭となった。この頃から、領内各地に散在する土豪勢力や、佐竹氏の遺臣の登用がはじまっている。

重臣層としては、元和四年に鈴木石見守重好が五〇〇〇石の城代で秀忠から附属させられている。同人は三河出身の豪族で、天正年中から徳川氏の許に馳せ参じ、井伊直政や松平忠輝に属していた。元和六年（一説に七年）には、おなじく秀忠から水野弾正少弼分長・村瀬左馬介重治の兩人が附属させられている。水野は三河・刈谷城主の子孫

で、天正十二年の小牧役から家康に附属し、慶長期には尾張・三河の地で一万石の知行をうけていたが、水戸藩では安房・上総両国のうちで一万五千石が与えられた。村瀬は織田信雄の旧臣で、関ヶ原役のうち家康に属して三〇〇〇石の知行を得ていたが、水戸藩からは一万石が与えられ、水野とともに家老職の地位を占めていた。しかし、水野は元和九年、村瀬は寛永一〇年にそれぞれ没すると、ともに嗣子が無いために断絶し、知行は収公された。このほか、番頭級では寛善兵衛正康、大久保甚兵衛忠治らがあり、諸奉行級では戸祭大膳勝重らがあるが、召抱えられた者の大部分は三〇〇石以下であり、切米取家臣も出現している。この頃から、藩体制も徐々に固まって来ており、新参の重臣層が定着して勢力を伸ばしていく余地も狭くなっているように思われる。

この時期における特徴の一つは、徳川一門などで改易処分となった大名の家臣の大量召抱えが行われたことである。たとえば、越後・高田城主四十四万石に封ぜられた松平忠輝が、旗本殺害などの罪で家康の勘気にあれ、元和二年に信州へ配流となったが、その家臣二十七人は水戸藩に登用されている。また、元和四年には、駿河大納言忠長の旧臣数十人が、北条氏照の旧臣十六人とともに奉仕したという記事<sup>(7)</sup>もみられる。ただし、忠長の改易は寛永九年のことであるから、この記事は、後年の事実と混同があるように思われる。幕府側からみれば、これは一種の牢人対策であり、当時における深刻な社会問題を緩和することにあって、反徳川氏的な動きを未然に防止することを狙ったも

第4表 水戸藩寛永20年の軍役

	持鏢・鏢 (本)	得道具 (色)	長柄 (本)	弓 (張)	鉄炮 (挺)
300石	1	1			
400石	1	1	1		
500石	3				1
600石	3			1	1
700石	4			1	1
800石	5			1	1
900石	1		5	1	1
1000石	2		5	2	3

第5表 幕府軍役(寛永10年)との比較

	幕府	水戸	幕府	水戸
人数	23人			18騎
馬			20騎	
騎			50挺	25挺
鉄炮	1挺	1挺	3本	10本
旗			20張	10張
弓	1張	1張		50本
長柄			50本	
鎗				
持鎗	2色	2色		
備考	1000石		10000石	

水戸藩家臣団の形成過程(三九)

のといえよう。この中には、知行地が与えられず、切米取となった者もおり、せいぜい三〇〇石程度にとどまっている。幕府の小人組など下士クラスの者が水戸藩に入るケースや、鉄砲など武術の達人が召抱えられることなども、時によって行われている。

この時期は、元和元年の代官設置、同九年の目付設置など、支配体制の整備がすすんでいる。元和八年、松岡小川の戸沢氏が出羽・新庄へ転封になったあと、その地三万石は水戸藩に与えられたので、藩の公称高は二十八万石となり、元祿十四年に三十五万石に改められるまで、この数字が使われていた。寛永十八年の領内検地の打出し額は三

十六万石に達しているが、表高の変更には直ちに結びつかなかった。藩は正保年間に、この検地の結果をもとに、家臣の知行割を行っているが、それに先立って、寛永二〇年に一〇〇〇石以下の家臣の軍役基準を定めている(第四表参照)。この場合、人数の規定が無いので、寛永一〇年の幕府軍役との比較はできないが、べつに「公方御軍役」として千石と一万石のみの定めがあるので、これを、幕府の寛永軍役と対比すれば、第五表の通りである。一万石の場合、馬上(騎馬)人数・鉄砲といった兵力および主要武器において、水戸藩は幕府規定を下廻っていることが注目されよう。

C 寛永期(一六二四〜一六四三年)

登用数二一人、年平均一〇・九人で、旧佐竹家臣など土豪層の大量進出が目につく。武田・北条など戦国大名の家臣は減少しており、逆に切米取家臣が増加している。この時期から郷士制度が採用され、家臣には召抱えられないが旧家としての由緒ある者が、物成三〇石、五〇石程度の給付をうけ、郷士の格を得た。彼等は土着して半士半農的な生活をしてきたが、慶長七年の備前検地では農民身分とされていたのである。

重臣層では、山野辺右衛門大夫義忠が、二人の子とともに寛永一〇年に一万石で出仕している。同人は最上義光の第四子で、出羽・山野辺の地で一万八千石の知行をうけていたが、元和七年の最上家改易のちは備前国に幽居していたものである。水戸藩では家老として、中

山氏に次ぐ高祿を受け、その後も安定した地位を保っている。また、宇都宮城主の子孫である宇都宮弥三郎国綱も、寛永年中に切米取一〇〇石という低い地位で出仕しているが、子の隆綱には寛文期に一〇〇石が与えられ、家老となっている。

この時期に出仕した高祿者のうちには、不安定な者もみられる。三河・大草松平の出身で、父が六〇〇〇石の幕臣であった松平彦岐守正朝は、水戸藩では家老として、父と同じだけの知行を得、中山氏の次座・山野辺氏の上座という高い格式に列するのであるが、二代目で早くも没落している。その弟の松平志摩守重成も、おなじく三〇〇〇石の知行を得、すぐに五〇〇〇石に増祿されて山野辺氏の次座に列するのであるが、三代目の延宝七年に嗣絶となっている。

この頃には藩の主要な役職も整い、家臣団編成も完了したように思われる。寛永三年に勘定所が設けられ、同十六年には郡奉行が置かれるなど、地方支配機構も整って来ている。家臣団統制に関する法令が相次いで出されているほか、寛永二〇年には人返し令も発布されている。

寛永十九年、すでに下館に封ぜられていた藩主頼房の長男・頼重は、生駒氏改易ののち、讃岐・高松に十二万石で移封され、高松松平となった。頼重と光圀は互いに実子を交換し、頼重の子に水戸宗家を継がせる取りきめも行われている。高松から水戸の家臣となる者も、のちに現れて来るようになる。

#### D 正保〜万治期(一六四四〜一六六〇年)

登用数九十一人、年平均五・四人で、人数は更に減少し、高祿の者は極めて稀となっている。切米取家臣の比重は更に大きくなり、知行取の場合でも、佐竹氏の百人同心や幕臣などから入った者に、せいぜい二〇〇石が与えられた程度である。なかには切米取として出仕し、二〜三代目に知行を得る者もある。藩の体制はすでに固まっているので、この頃に登用された者は、あまり問題とされていないようにみえる。正保・慶安年間には、ある程度の召抱えが行われている。

重臣層では、正保二年、もと譜代の幕臣で、寛永年中に罪を得て八丈島に流されていた岡田宗十郎利隆が、二〇〇〇石で出仕している。取次役から書院番頭をつとめ、二代目は更に大番頭へ昇進した。

家臣の召抱えの実態を知りうるものとして、万治三年に白井忠左衛門伊信に附属した与力十三人の親類を書上げた「与力衆親類留書帳」<sup>(14)</sup>がある。当該者の年令・本国・生国のほか、四親等以内の者の経刈、当人の今日までの仕官歴の有無などが記されており、大部分は牢人のままであることが知られる。特技については、鉄砲・弓など武術の心得のほか、算用方や手蹟(書道)を記した者がいることは、武家社会の変遷を物語っているように思われる。なお白井は、大番頭から大老にすすみ、一〇〇〇石の知行を得ていた。

この時期には、他の御三家である尾張・紀伊の両藩では、概高制・今高制といった方法で便宜上の高をつくり、家臣知行地の一部召上げと知行替を行っている。これは、藩財政の窮乏化に対処するため、蔵

入地の増加をはかるものであった。永戸藩における寛永十八年の検地と、それにつづく正保元年の知行割は、徹底した分郷制をとることによって、同一の効果を予定したものである。

#### E 寛文・延宝期（一六六一～一六八〇年）

登用数一四五人、年平均七・三人で、一時的には大量の召抱えが行われている。これは、寛文元年に藩祖の頼房が死去し、光圀が襲封したことが一つの契機となっている。また、明暦年間に開始された「大日本史」編纂のため、学者・医者の名儀で特殊な才能ある者を招聘したことによるものと思われる。彼等の待遇は極めて低く、殆んどが扶持米取であった。

光圀の襲封まもなく「分限帳」の作成が行われており、これによって水戸藩家臣団の全容をうかがうことができよう（第六表参照）。職種は八十九に分れており、一〇六七人の禄高が記されている。<sup>(16)</sup>「水府系纂」の記載事項と対照した結果、この分限帳の成立年次は寛文七年十二月廿二日から寛文八年二月十一日迄の間で、おそらく寛文八年正月の状態を示したのではないかと思われる。

この分限帳で一〇〇〇石以上の知行を有する者は三〇人、七〇〇石～一〇〇〇石は十一人、五〇〇石～七〇〇石は二〇人となっているが、そのうち、藩政の中軸をなす家老職十八人の禄高は六万石を超え、藩の表高の二割二分を占めている。なかでも、藩主光圀の弟が四人、光圀の甥、光圀の養嗣子（のち三代藩主となる采女綱條）と、藩主一

族が六人も占め、その禄高は一万六二〇〇石となっている。このような現象は、もちろん水戸藩特有の事例ではなく、たとえば旧族大名が他の家臣を抑えるため、藩主一族を主要な役職に据えるような例もみられるが、この時期の水戸藩は、寄せ集めによって成立した家臣団のうえに藩主の地位を安定させるため、一族でその内部を固める必要に迫られていたと思われる。寛文元年九月の襲封に際し、光圀は二人の弟に二万石ずつを分与し、のちの盤城・守山藩と常陸・府中藩という御連枝Ⅱ分家を創出させ、他の弟らには三〇〇〇石を与え、家老の格式に列したのである。<sup>(18)</sup>

重臣層といえども、その地位は決して安泰ではなかった。この分限帳に記された五〇〇石以上の者のうち十八人が、のちに絶家となっている。なかには一旦召放された者が復帰を許されたり、家が再興される例もみられるが、藩主一族を除いた数の約三分の一が没落していることは特筆されよう。また、かつての重臣層のうち、松平正朝・水野分長・村瀬重治などは、この時期には既に絶家となっている。芦沢信重のように、藩の草創期に城代として領国支配を行った者でも、二代目に嗣絶し、のち家名再興となったが平士クラスとして存続が許されたりせず、この分限帳には三〇〇石の小姓頭として名を連ねているような事例もみられる。

これとは対照的に、小身で出仕し、高い地位を得たものもある。藤田将監貞清は、家老としては最も小禄の八〇〇石ではあるが、一五〇石の小姓から腰物番→歩行頭→小姓頭→書院番頭→大番頭を経て家老

第6表 寛文分限帳における700石以上の家臣

役 職	禄 高	姓 名	出 自	出仕年次	代 数	
家 老	15,000 <sup>石</sup>	中山備前守	北 条	慶 長 12	3	譜代大名格・附家老
"	10,000	山野辺土佐守	最 上	寛 永 10	3	
"	5,000	鈴木石見守	三河豪族	元 和 4	2	△寛文1 退去→復帰
"	3,000	松 平 主 水	=徳川頼利	(光圀 弟)		
"	3,000	松 平 一 学	=徳川頼雄	(光圀 弟)		
"	3,000	松 平 左 門	=徳川頼泰	(光圀 弟)		
"	3,000	松 平 権之佐	=徳川房時	(光圀 弟)		
"	3,000	松 平 采 女	=徳川綱條	(3代藩主)		高松藩主頼重の子
"	3,000	中山大膳	北 条	寛 永 5	(4)	中山備前守の子
"	4,000	松平志摩守	大草松平	寛 永	3	△延宝7・嗣絶
"	1,700	太 田 主 水	武蔵豪族	慶 長	2	
"	1,500	松 平 八左衛門	福釜松平	寛 永	1	△元禄7・嗣絶
"	1,500	白 井 忠左衛門	下総豪族	元 和	1	
"	1,000	酒 井 三左衛門		万 治	1	△元禄6・嗣絶
"	1,000	宇都宮 弥三郎	下野豪族	寛 永	2	
"	1,000	岡崎平右衛門	浅 井	慶 長	2	
"	1,200	松 平 仙之助	=徳川頼通	(光圀 甥)		松平頼利の子
"	800	藤 田 将 監	武 田	元 和 4	傍系1	
大 番 頭	800	川 添 勘解由	結 城	寛 永	1	△元禄14・嗣絶
"	900	三木左次右衛門	黒 田	慶 長 12	2	
"	800	武 藤 長左衛門	戸 沢	寛 永	1	△文化2・禁錮
"	800	鳥 居 瀬兵衛	徳 川	寛 永	1	
"	1,000	大 竹 郷左衛門		元 和 1	2	
"	1,000	三 木 仁兵衛	別 所	慶 長 9	2	伊藤玄蕃友玄の子
"	3,000	雑 賀 孫 市	紀州豪族		3	鈴木姓
"	2,100	伊 藤 玄 蕃	結 城		2	〈東大本〉2,000石
"	1,000	佐 野 内蔵助	北 条	元 和 1	2	△元禄中・嗣絶
"	700	望月五郎左衛門	武 田	慶 長 14	2	△宝暦2・罪科
書院番頭	1,000	朝比奈宇右衛門	北 条	慶 長 11	3	
"	800	佐 藤 伊右衛門		承 応	1	
"	800	尾 崎 権太夫	細 川	慶 長 14	4	
"	800	大 森 半右衛門	武 田	慶 長 14	4	
小 姓 頭	3,000	真 木 隼 人	朝 倉	元 和	2	(△享保15・嗣絶)
"	800	梶 川 弥三郎	織田信長	元 和	1	
"	1,000	寛 助太夫	三河豪族	元 和 1	3	
"	2,500	太 田 新 蔵	武蔵豪族	寛 文		
"	3,000	松 平 主 馬				
"	800	谷 小左衛門		寛 永	2	
前之寄合	1,000	佐 野 勘兵衛	武 田	慶 長 14	3	(△桜田門事件により嗣絶)
前小 姓	1,500	飯 田 権之丞	中村一氏	慶 長 14	2	△天和1・召放→復帰
次之殿頭	2,000	岡 田 宗 十	三河豪族	正 保	2	

第7表 諸手代坊主同心中間など的人数

	元禄2年 (1689)	享保10年 (1725)	文化4年 (1807)
諸手代小役人等	217人	274人	309人
茶屋坊主小僧共	82	102	94
諸同心主水共	1,191	1,169	913
押中間御山組黒鉄以下	1,025	1,258	1,074
計	2,515人	2,803人	2,390人

となったもので、傍系の出身としては極めて異例であろう。白井忠左門伊信も、一五〇石の小姓から、同じコースをたどって一五〇〇石の祿を得、大老から城代へ昇進したのである。重臣層といえども、その地位は多分に流動的であったとみられる。

なお、この分限帳には登録されていない手代・同心・中間・足軽など雑役に服する者も扶持をうけているわけであるが、その人数は第七表の通りである。<sup>(19)</sup>このうち、元禄二年の二五一五人を寛文限帳の諸士一〇六七人と合算すれば三五八二人となり、さらに陪臣などを加えれば、この時期における水戸藩家臣団は、五〇〇〇人を超える総人数となっていたものと思われる。

この時期に登用された者で目につくのは、佐竹氏の旧臣のほか、もと下総・佐倉城主で、万治三年に「乱気」を理由に改易された堀田正信の家臣一〇人であるが、彼等は与力・小普請組などで、祿高も三〇〇石程度にすぎなかった。下級家臣の増加は、家臣団構成に一定の質的変化を与えたものと思われる。寛文九年八月には、歩行士は他所から召抱えることなく、藩士の二・三男を召出すべき旨の指示<sup>(20)</sup>が行われている。

## F 天和と元禄期（一六八一〜一七〇三年）

登用数一五〇人、年平均六・六人で、元禄三年に光圀が致仕し綱條が襲封した時期に若干の召抱えがみられる程度である。いずれも三〇〇石以下の低祿者で、知行取の項目に入っている者でも、実際は切米取である場合もみられる。出自については雑多である。

この頃、全国二四三の大名について、人物論や領内統治の実情などを記した「土芥寇讎記」<sup>(21)</sup>によれば、水戸藩の本高は二十八万石であるが、ほかに新田高や諸運上・諸懸りなどを換算すれば一〇万石ほどあり、年貢率は平均五ツ二ツ三分に相当していることや、家臣の大部分は地方知行であるが、新参者には蔵米を四つ概で与えることや、大部分の家臣は江戸と国元とを一〇〇日交代で勤仕するといった記事がみられる。水戸藩は定府制であったため、常時江戸詰の家臣もいたことは言うまでもない。

- (1) 「水戸紀年」(一)。
- (2) 彰考館文庫所蔵、別名を「水戸領御知行割之帳」という。
- (3) 『南紀徳川史』第一巻、四頁。
- (4) 『寛政重修諸家譜』卷六六一。
- (5) 芹沢文書（東大史料編纂所・影写本）。
- (6) 額田小野崎文書（同右・騰写本）。
- (7) 『寛政重修諸家譜』卷三三五。
- (8) 『寛政重修諸家譜』卷一〇二一。
- (9) (10) 「水戸紀年」(一)。
- (11) 寛永一〇年の幕府軍役のうち、一〇〇〇石以下の規定については、『日本財政経済史料』卷十・六八三頁以下に記述がある。

名古屋大学文学部研究論集(史学)

- (12) おなじく一〇〇〇石以上の規定については、『武家殿制録』一一に記述がある。
- (13) 瀬谷氏・前掲論文参照。
- (14) 「探旧考証」二・貞。
- (15) 「文献志料」二十三所収「寛永廿一年正月、御知行割郷帳」(彰考館文庫所蔵)、この史料も『茨城県史料・近世政治編』に収められている。
- (16) 「水府分限帳」(内閣文庫)、「水戸殿分限帳」(東大図書館)の二本がある。記載事実の異同については「水府系纂」と対照した結果、前者がより正確と認められるので、第六表は内閣文庫本に拠った。
- (17) たとえば「水府系纂」巻二十三・香取助十郎安勝は、寛文七年十二月二二日に先手足軽頭になるが、「分限帳」にもこの職名で登載されている。巻五十四・杉田次郎兵衛全尉は寛文八年二月十一日に死ぬが、「分限帳」には生前の「奥方番」のまま登載されている。上限と下限は以上の通りであり、他の事項や人物についても、これに矛盾する事実は見出せない。
- (18) 「水戸紀年」(二)。
- (19) 「楓軒叢記」十四、長谷川貞雄氏(水戸市)所蔵。
- (20) 「水戸紀年」(二)。
- (21) 東大史料編纂所所蔵(刊本・一一六頁)。

#### 四 家臣団統制の実態

重臣層をはじめとして、下級家臣に至るまで、途中で家系が断絶した者は意外に多い。「水府系纂」の記載にしたがって、元禄期以前に出仕した家臣のうち、絶家となった者について、年次別・理由別に分類したものが第八表である。全体で九八五人のうち絶家となった者は四五七人と、実に四六・四%にのぼっている。登用年次に対しては、

平均四〇〜五〇%で、特定のところに集中しているというわけではないが、処罰的理由によって絶家となる時期は天和と元禄期と宝永と享保期に多く、とくに天和二年にはピークに達している。この年は藩主光圀が就国しており、とくに家臣の不正や職務怠慢に対して厳重な処分がなされたものと思われる。同年四月から八月にかけて、三次にわたり八〇人余の処分が行われたが、その理由として、「此徒、藤柄枝川ノ妓楼ニ遇リ、又平生無頼放蕩ノ士ナリ」とある。この時期の幕政は、天和の治といわれる五代將軍綱吉の初政で、天領の農政刷新などを目的として代官の不正摘発などが強力にすすめられていたが、水戸藩もこれにならない、緊縮方針がとられた模様である。改易処分をうけた者の多くは、大番組に属する二〇〇〜三〇〇石程度の士であるが、郡奉行・代官も若干含まれている。

法制的理由による絶家としては、藩士の争闘による両成敗(寛文一〇年)や、不正の養嗣子の発覚による一族の連座(天和三年)、寛永三年検地の不正により郡奉行二人に自殺を命じた例などがある。寛永三年の秀忠・家光の上洛の際、水戸藩は規定を上廻る動員を行ったことにより、負担の重任に耐えかねた供奉の歩行士一〇〇人が、集団で強訴したため全員改易となり、その組頭・目付など七人も召放されるという事件が起っている。組頭らは後に帰参が許されるのであるが、ここにも親藩としての水戸藩の特色が見出されよう。御三家のうちでも最も家格が低く、領地の経済性にも恵まれていない水戸藩が、幕府や尾張・紀伊に対してその地位を主張し、多くの譜代・外様藩には親藩とし

第8表 絶家の年次と理由

絶家年次 登用年次 理由	慶長	元和	寛永	正保 ~万治	寛文 ・延宝	天和 ~元禄	宝永 ~享保	元文 ~寛延	宝曆 ~安永	天明 ~享和	文化 ~天保	弘化 ~慶応	年次不明	計	総家 臣数	比 率 (%)
	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期			
慶長	3	1	4	12	17	23	7		1	2		1	7	78	176	44.3
元和		1	14	11	13	23	15	3	5	4	2		8	99	205	48.3
寛永				4	16	29	19	8	8	4	6		2	96	218	44.0
正保~万治					3	10	18	7	5	2	2	1		48	91	52.7
寛文・延宝					1	10	18	14	7	5	6	1		62	145	42.8
天和~元禄						2	35	8	14	7	2	1	5	74	150	49.3
合計 (年平均)	3 0.25	2 0.22	18 0.9	27 1.59	50 2.5	97 4.22	112 3.5	40 2.67	40 1.33	24 1.04	18 0.45	4 0.17	22 —	457 1.64	985	46.4
死切				1	1	4	1	1				1		9		
腹				2	3	2	1							8		
自殺				1	1	2	5							9		
改易			1		5	14	2	3	1		1	1		28		
追放					1	2	2	1		2	3			11		
賜暇		1	1			8	12	9	3			1	1	36		
禁錮									1	5	6			12		
出奔			2		4	9	6	3	10	2	1			37		
喧嘩				1	2					2				5		
(小計)		1	6	6	16	39	29	17	15	11	11	3	1	155		
理由不明							1						12	13		
他家へ	2					1	1							4		
嗣絶	1	1	12	21	34	57	81	23	25	13	7	1	5	281		

水戸藩家臣団の形成過程 (三鬼)

ての威厳と体面とを保つためには、一般家士に苛酷なまでの犠牲を強い、それが農民に対しては収奪の強化を生じたであろうことは目にみえているが、強大な藩権力のもとでは、それが下士層の強訴というような形で爆発するよりほかに方法は無かったであろう。これらの下士層は、小祿であるため、「水府系纂」のような史料に名をとどめてはいない。

無嗣断絶という族制的理由については、幕府の「末期養子の禁」との関連でみなければならぬ。これは、幕政の初期に大名統制策の一環として定められ、生存中に將軍に対して養子の裁可を得ることのできなかった大名の多くが、家名断絶となったことは周知の通りである。この制度は、寛永十九年に番士家督制がとられ、さらに慶安事件を契機として、牢人対策のうえからも大幅に緩和されたのである。

しかしながら、水戸藩では、無嗣断絶となる例は、各年次を通じて非常に多く、一般にいわれるような漸減傾向をみせていない。幕府から高祿をもって附属させられた者でさえも、しばしば絶家となる例があることは、すでに見たところである。幕府の統制策よりも嚴重で、それだけ藩による家臣団統制の強力さをうかがわせるものである。(6)

藩士の地位の流動性・固定性の問題も、相続や昇進の事例として検討されるだけでなく、家臣統制の問題として考える必要がある。一般に藩体制が未整備の間は、家臣を召抱える必要性が強いので、個々の藩士の地位や祿高も、前歴や才幹によって定まる面を多くもち、流動性に富んでいたのであるが、諸制度が確立して家臣団編成もすすむにつれ、固定性が強くなり、親子代々同じような相続や昇進をくり返すようになる。外様大名の場合では、比較的早い時期に家格が固定化する例もみられるが、水戸藩のように新規に取立てられた藩の場合にも、寛文から元祿にいたる間に、大体は知行も固定化して家祿となり、役職も一定の範囲内で昇進するようになり、コースや極階も定まってくるのである。

しかし、そのような場合にでも、先述した絶家とまではいかなくとも、知行が突然に削減されるような事例は、依然として多くみられるのである。族制的理由についても、養嗣子の場合、親の知行を削減して与えるケースもみられるほか、分知・分家によらずに知行が減額され、役職もそれ以前より低いところに留められる事例も少くないのである。理由は明示されていないが、その背後に、藩権力による強力な家臣団統制策があることは、容易に想像されるであろう。

(1) 『水戸市史』中巻一、四七頁によれば、光圀の在国期間は、天和元年一〇月〜翌二年八月、天和二年一〇月〜翌三年八月である。

(2) 「水戸紀年」(一)によれば、水戸藩は幕府の指示にもかかわらず、中山備前守・中山内記・山野辺・芦沢・村瀬・三浦・真木・佐野・鈴木・尾崎・寛・門奈以下三百二十五騎、鉄炮四百挺、弓百八十張、長柄三百五

十本、家中鉄炮百四挺、弓四十四張、長柄百六十本、持鎧四百十三本、およそ一万一千余人の大軍をもって従ったとある。

(3)(4) 「水戸紀年」(一)。

(5) 『徳川禁令考』前集第四、二二六〇・二二六一。

(6) 「憲法記」(一)によれば、水戸藩でも、寛永十九年、同二〇年、寛文二年、寛文三年などに、幕令をもとにした跡目相続の規定が示されているが、実際にこれが、どのように適用されたかについては不明である。

### おわりに

以上のべて来たように、親藩である水戸藩は、藩体制を確立する過程で、大量の家臣の召抱えを行った。慶長期から寛永期にかけて特に著るしく、寛文元年・元祿三年といった藩主の代替りの時点でも、かなりの数の家臣を登用している。その出自も、宇都宮氏のような名族の末裔、武田・北条氏のような戦国大名の家臣団、江戸・佐竹氏遣臣のような在地土豪勢力、改易された徳川一門の旧臣、幕臣や他の大名からの転進組など種々である。当然のことながら、家臣団は寄せ集めの性格を免れなかった。しかし、このような事情にもかかわらず、他の大名家で近世初頭にしばしば見られるような、藩主と重臣層の不和、家臣相互の勢力争いといった事例は、殆んどなかったと言えるであろう。

この点は、外様・譜代の大名家などと事情が大いに異なることである。外様大名の家臣の主力メンバーは、かって藩主に対抗したことのある独立した小領主で、領国統一の過程で帰服したため、本領安堵を

うけた者が多く、したがって、内部事情は複雑で、しばしば御家騒動・御一門払いといった事態をひきおこしていた。とくに、減転封を余儀なくされた大名の場合は、あらたに定められた知行高に対して過大な家臣を抱えて、その処理に苦しんでおり、新規召抱えや加増を行う余裕は無かったといつてよい。それが家臣の不満を鬱積させ、内部の抗争対立をひきおこす要因となっていたことは言うまでもない。

譜代大名の場合も事情は似ている。本領安堵をうけた大名は勿論、転封させられた大名の場合でも、大体において家臣団編成は済んでいるので、新しい家臣を登用する余裕をもたないことが多かった。新たに取立てられたり、大幅の加封をうけた場合には、水戸藩と同じような事情にあったと思われるが、領地の石高が限られていたから、大量の家臣の召抱えなどは、もとより不可能であった。

しかしながら、水戸藩は譜代の家臣を全くもっていないいうえ、知行高は非常に大きく、それに見合うだけの家臣団編成は、親藩としての特性から、当初より、藩権力の圧倒的な優位を前提としてすすめられた。それは、御三家の一という、幕府に最も密接な関係を持ち、家康の意志によって行われたものであるから、他の外様・譜代大名家にしらば見られるような、対幕府関係での緊張状態は殆んど存在しなかったと言つてよいのである。その反面、個々の家臣は、つねに藩主から強い規制をうけ、表面的な事象からは知りえないほど、基盤は弱かったように思われる。寛永検地の際などにみられる給人に対する徹底した取締り、正保知行割に示された、一ヶ村平均が一〇〜二〇人とい

う極端な分郷制度、寛永三年の上落の際に起つた下士層の反乱に対する厳しい処分などに、その一端が窺われる。もちろん、いかなる大名家においても、これに近いような事例は認められるであろうが、その規模と質の大きさにおいて、やはり特筆されるべきであろう。

それと同時に、藩主を中心とする族縁的關係の強大さは、たとえば寛文分限帳において、一族が占める割合の大きさに象徴されている。この關係は、登用家臣全体の四十六%にもおよぶ家柄が絶家となるという異常な数字となつて現わされるのである。このことは、水戸藩の体制が遅れていて、近世的構造が未成熟なのではなく、家臣団統制の極端な厳しきとして理解しなければならない。個々の家臣の弱さと藩権力の強大さは、対農民政策においては、徹底した誅求となつていくのである。周知のように、水戸藩は天保検地の時期まで定免制を採用せず、検見取が続いており、天保検地の打出し額(二十八万九千石)が寛永検地のそれ(三十六万九千石)を大幅に下廻り、藩の表高の数値にも遙かに及ばないという事態を幕末に現出させた。それは、藩権力が弱いがために、天保検地の際の斗代を寛永検地の際のものと同じにしたといった理解を許さないのである。また、水戸藩では田畑永代売買を禁止しなかったが、これは、土地移動は郡方役人が一年ごとに帳を作つて厳重にチェックできる体制がとられていたためであり、売買を自由放任したものではなかったのである。この事實は、強大な藩権力を前提にして、はじめて理解できることがらである。

宝永の改革以降の藩政の展開や、幕末期における藩の特異な性格つ

けをなしたものは、決して水戸藩の経済的後進性でもなく、土地生産力の低さに由来するものではない。領主階級内部の動態的分析を、領主・農民間の階級関係を機軸にすえて分析することがなければ、斉昭のような人物を生み出したことの意味も十分に明かにすることはできないであろう。生産それ自体が権力によって媒介される封建社会において、権力構造の特質論を抜きにして基礎構造の分析は不可能であるという、今日において誰でも知っていると思われることがらは、他から抽象的な命題として与えられるのではなく、我々自身が、先行研究の豊かな実りの中から、それとの徹底的な対決を通じて、実感をもって引き出すべきであった。そうすれば、統治機構論や制度史が、封建社会を研究するうえに不可欠の一要素としての生命を蘇えらせ、科学的研究の方法を深めるために機能していったであろう。研究史の批判的継承と発展の問題は、それ自身が一つの「歴史性」をもっていることとは言うまでもない。